

佐呂間町物価高騰対策給付金について

(令和6年度 新たな住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯)

令和5年度の低所得世帯を対象とした給付金(7万円・10万円)の支給対象とならず、令和6年度の定額減税前の状況で、今年度から新たな「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

支給対象者

令和6年6月3日(基準)時点で佐呂間町の住民基本台帳に登録されており、次のいずれかに該当する世帯の世帯主とします。

- ・世帯の全員が令和6年度の住民税非課税であること。
- ・世帯の全員が令和6年度の住民税均等割のみ課税であること
- ・住民税非課税である者と住民税均等割のみ課税であるもので構成される世帯であること。

ただし、次の場合は支給の対象外となります。

※令和6年度の定額減税後に均等割のみ課税となった世帯は支給の対象外となります。

※令和5年度の住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯として給付金を受給した世帯(支給対象であったが未申請・支給を辞退した世帯を含む。)と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象外となります。

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は支給の対象外となります。

※租税条約の適用により住民税が免除されている方が含まれる世帯は支給の対象外となります。

支給額

1世帯あたり10万円

※本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税および差し押さえの対象となりません。

支給手続き

9月上旬より、支給対象と思われる方に対しご案内を送付しています。同封の「支給要件確認書」または「申請書」に必要事項を記入のうえ、返信用封筒による提出または担当窓口まで直接提出することができます。

申請期限

令和6年10月31日(木) ※当日消印有効

振り込み詐欺などにご注意ください。

佐呂間町や国の機関が給付のために手数料の振込みを求めることは絶対にありません。ATMの操作をお願いすること、プリペイドカード等によりコンビニエンスストアで料金の支払いを依頼することは絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合には、下記の担当や最寄りの警察署、警察相談専用窓口(#9110)にご連絡ください。

【担当窓口】

佐呂間町保健福祉課社会福祉係

電話 01587-2-1212 電子メール fukushi@town.saroma.hokkaido.jp